

建築基準法等改正案の成立と建築行政の今後の課題

～住宅瑕疵担保責任保険と建築士制度見直しを視野に～

国土交通委員会調査室 よこぜき よういち
横関 洋一

1. 耐震強度偽装事件捜査の終結

去る6月28日、東京地方検察庁は、姉齒元一級建築士を議院証言法違反（偽証）、建築基準法違反及び建築士法違反幫助の罪で東京地方裁判所に追起訴した。これにより、昨年12月以来、約7か月続いた耐震強度偽装事件の一連の捜査が終結した。捜査の結果、耐震強度偽装で起訴されたのは元一級建築士のみであり、耐震強度偽装はその単独行為と判断され、他の5被告は偽装とは直接には関係のないいわば別件で起訴された。

元一級建築士が議院証言法違反で追起訴されたのは、昨年12月14日の衆議院国土交通委員会において、内容虚偽の構造計算書の作成を開始したのは、平成10年ころ、甲建設株式会社から依頼された大田区のマンションの建物に関してであり、そのきっかけは同社東京支店長から鉄筋量を減らさなければ仕事を一切出さないなどと圧力をかけられたためである旨の陳述をしたが、真実は、内容虚偽の構造計算書の作成を開始したのは、平成8年12月ころ、株式会社乙建築企画研究所から依頼された中央区のマンションの建物に関してであり、そのきっかけは同社から引き続き構造設計業務を受注するためであって、甲建設株式会社とは全く関係がなかったというものである¹。

2. 建築基準法等改正案…政府案と民主党案

(1) 政府案の概要

耐震強度偽装の発覚をきっかけとして、建築確認検査制度の見直しと再発防止が喫緊の課題となった。第164回国会に内閣から提出された「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」（以下、本章で「政府案」という。）は、社会資本整備審議会建築分科会の本年2月24日の「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 中間報告」（以下「中間報告」という。）の「建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策」に係る提言内容を実施すべく提出されたものである。

政府案は、第三者機関による構造計算書適合性判定制度の導入、三階建て以上の共同住宅（マンション）に対する中間検査の義務付け等建築確認・検査の厳格化、指定要件の強化や特定行政庁に対する立入検査権限の付与等指定確認検査機関に対する監督の強化、建築士等に対する罰則の大幅強化、宅地建物取引業者に対して契約締結前に保険加入の有無などの相手方への説明の義務付け等の措置を規定している。

なお、「早急に講ずべき施策」中の住宅の売主等の瑕疵担保責任の充実等に関する施策については住宅瑕疵担保責任研究会の検討結果を待って、また、中間報告の「施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題」（建築士制度に係る課題等）については、今夏の社会

資本整備審議会における結論を待ってそれぞれ所要の措置を講ずるとの考えの下に、これら事項については今回の政府案に盛り込まれなかった。

(2) 民主党案の概要

政府案に対して、衆議院において対案として提出されたのが「居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」(以下「民主党案」という。)である。民主党案は、構造計算書適合性判定制度の導入や罰則の強化に加えて、設計・施工の分離の促進、建築士の建築士団体への加入の義務化、建築士事務所の開設者を建築士に限定するほか、住宅・マンション販売広告に保険加入の有無の記載の義務化、民間の指定確認検査機関が行った建築確認についても確認済証の発行権限は特定行政庁とすること、すべての建物に対する中間検査と完成後2年後検査の義務付け等を内容としており、政府案に比して、より広範な内容を有している。

(3) 審議の経過

政府案及び民主党案の両案は、衆議院においては、4月28日の本会議における趣旨説明及び質疑以降5月25日の本会議採決まで、委員会(国土交通委員会)においても一括して議題として審議されてきたが、委員会及び本会議とも、いずれも政府案が賛成多数で可決され、民主党案は賛成少数で否決された。

参議院においては、対案は提出されなかったが、本会議及び委員会において、政府案に対して民主党議員(委員)からは民主党案を踏まえた質疑が行われた。採決は、委員会(国土交通委員会)が6月13日、本会議は翌14日に行われ、いずれも多数で可決された。なお、委員会では、全会一致で附帯決議が付された。

3. 分譲住宅居住者への公的支援と耐震強度偽装問題に対する行政責任

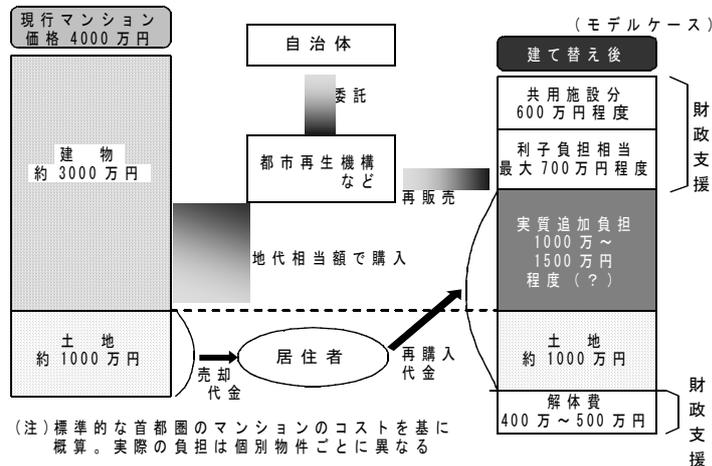
建築基準法等改正案に対する審議は、4月28日の衆議院本会議に始まるが、耐震強度偽装問題については、昨年11月17日にこの問題が公表されて以来、衆参国土交通委員会を中心として活発な論議が行われてきた。そこで、まず、ここでは、耐震強度偽装問題発覚後の委員会論議の中心テーマの一つとなった分譲住宅居住者への公的支援と耐震強度偽装問題に対する行政責任をめぐる議論の概略を紹介しておくこととしたい。

耐震強度偽装問題公表19日目の12月6日、政府は、「構造計算書偽装問題に関する関係閣僚による会合」において、「構造計算書偽装問題への当面の対応」を決定した。その内容は多岐にわたるが、その中で注目を浴びたのが、「分譲住宅居住者への公的支援」である。この支援策は、保有水平耐力比 Q_u/Q_{un} (保有水平耐力/必要保有水平耐力)²が0.5未満で、耐震改修による対応は困難であり、建築基準法第9条に基づく除却命令を受けた分譲マンション居住者について、地方公共団体と連携し、地域住宅交付金を活用して相談・移転・除却・建て替えまでの総合的な支援策を講じようというものである。

日本経済新聞の試算によれば、下図のとおり、現行のマンション価額1戸当たり4,000

万円（建物3,000万円、土地1,000万円）の場合、建て替えに当たり、居住者は1,000万円から1,500万円程度の追加負担や住居面積の縮小が要求されるものの、共用施設分600万円、利子負担相当700万円（最大）、解体費400万円から500万円が公的支援により賄われることとなるとされる。

分譲マンションの解体・建て替え支援の仕組み



(出所)『日本経済新聞』(平 17.12.7)

政府がこれまで「私有財産制の下でその中心である住宅本体の再建について国は支援しない」³方針を堅持していることを考えれば、今回の公的支援はまさに英断ともいえると思われる。しかし、世論調査の結果を見ると、必ずしも今回の政府の措置を好意的に受け止めているわけではないようである⁴。委員会の質疑においても、「自然災害被害者対策を超えた支援策を決定した理由・哲学」等々、分譲住宅居住者への公的支援について批判的あるいは懐疑的な質疑が再三再四行われた。

また、耐震強度偽装を見逃した民間の建築確認検査機関（指定確認検査機関）の確認検査結果に対する地方公共団体の責任や、そもそも建築確認検査の民間開放に当たっての制度設計上の不備等に対する国の責任を問う質疑も繰り返し行われた。

以上の質疑に対する北側国土交通大臣の答弁を要約するとおおむね次のとおりとなる⁵。

今回の支援スキームは、国の法的責任を前提につくったわけではない。危険な建物を解体し、居住者や周辺住民の安全を確保することが急務であると思っている。一義的には、売主たる建て主がそうした責任を果たすべきであるが、それができる状況も見通しも立っていない中で、行政がこれを放置することはできないと考えた。最高裁の決定や横浜地裁の判例もあるが⁶、特定行政庁の責任の存否は、最終的には司法の決着を待つしかない。しかし、時間リスクを居住者の方々に負わせるわけにはいかないため、確認検査が公の事務であること、行政の関与があることにかんがみ、国と地方が一緒になって、行政責任として居住者の方々のリスクを取っていかないといけないという趣旨で今回の支援策を取りまとめた。

4. 法案に関する主な論議

(1) 平成10年改正の評価と今回の改正の意義

建築基準法については、平成10年の改正で、建築確認検査業務の民間開放を始め、性能規定や中間検査が導入された。耐震強度偽装が最初に確認された物件が民間の指定確認検査機関に係るものであったこと、また、その後の調査で指定確認検査機関の業務のずさんさが明らかになったことから、平成10年改正と今回の改正の意義を質す質疑があった。

これに対して、北側国土交通大臣から、民間開放の方向は間違っていなかったと思う、民間を含めて業務の執行体制は強化された、偽装を見落したのは指定確認検査機関だけでなく特定行政庁にもあった、今回の改正は基本的考え方を変えているわけではないが、建築確認検査制度そのものにやはり不十分なところがあったとの認識の下に、建築確認検査の厳格化を図ろうとするものである旨の答弁があった⁷。

(2) 構造計算適合性判定方法と責任の所在

構造計算適合性判定の審査方法については、大臣認定プログラムを用いて構造計算書を作成した建築物は、建築確認の申請時にその入力データも併せて提出させ、判定機関において入力方法等を審査した上で、再入力、再計算を行う、また、大臣認定プログラムを用いないで計算書を作成した建築物は、専門的な知識、技術を有する判定員が計算方法、計算過程等の詳細な審査を行う旨の答弁があった⁸。また、実際に審査を行う判定員としては、建築構造を専門に研究している大学の教授あるいは構造設計の実務者から選んでもらうこと、指定機関としては、それぞれの都道府県にある建築住宅センター（東京では財団法人の東京都防災・建築まちづくりセンター、大阪では財団法人の大阪建築防災センター）等を指定することを想定している旨を明らかにした⁹。

なお、第三者機関の判定が間違った場合の責任関係については、確認機関が責任を問われることになるが、最終的に実際に判定を間違った第三者機関に対して確認機関が費用を求償するという形になると思うとの考えを示した¹⁰。

(3) 指定確認検査機関に対する指導監督の強化と公平中立性の確保

今回の耐震強度偽装事件を契機に、指定確認検査機関に対する監督体制の不備が改めて浮き彫りとなった。それは、指定権者（国又は都道府県知事）が有する指定確認検査機関に対する立入検査権を当該区域を所轄する特定行政庁が有しないこと、また、指定権者の立入検査も、指定要件を具備しているかどうかの検査で、個別具体的な建築確認検査の検査に及んでいなかったこと等である。また、指定確認検査機関については、営利法人の形態も許されていることから、いかに出資者等からの独立性・中立性を確保するか、また、営利に走るあまり適正な業務の遂行が妨げられるおそれはないか、が課題といえる。本来、これらについては、建築確認検査業務の民間開放に当たり、十分な対応策を講ずるべきであったが、必ずしも十分でなかったことを、今回の偽装事件があぶり出したといえよう。

指定確認検査機関に対する監督の強化と指定確認検査機関の独立性・中立性の確保につ

いては、現行制度でも、適合判定資格者の一定数確保、経理的基礎、みなし公務員規定等により、公正中立性を担保することとしているが、今回の改正では、判定員の原単位、経理的基礎、役員・資本基準の厳格化を図るとともに、特定行政庁の個別の建築確認の事務についての立入検査、立入検査に基づく指定権者への報告制度を導入することとしている旨の答弁があった¹¹。

(4) 中間検査

平成10年改正で導入された中間検査について、今回の改正案で、三階建て以上の共同住宅について一律に中間検査を義務付けることとしたことについては、今回の耐震強度偽装事件を契機として、特にマンションについては全国共通の課題として厳格な検査を行う必要性が高まったと判断し、それ以外の建築物については、特定行政庁が引き続き地域の実情に応じて対象となる建築物を指定することとしているが、中間検査の義務付けの対象の拡大については、特定行政庁や指定確認検査機関からの中間検査の実施状況の報告、あるいは特定行政庁における対象建築物の指定状況や執行体制、さらに、違反建築物の状況などを見定めた上で検討していきたい旨の答弁があった¹²。

(5) 罰則強化

今回、建築物の構造耐力基準違反について「50万円以下の罰金から3年以下の懲役又は300万円以下の罰金へ引き上げる」など罰則を軒並み強化することについて、建築基準法違反等に係る罰則については、現行法令の罰則の体系における均衡は確保した上で最大限の強化を図ったもので、厳しい法定刑を設定したと考えており、特に故意、悪意に基づく違反行為に対する抑止力として妥当なものと考えている旨の考えを示した¹³。

(6) 民主党案の設計・施工の分離と特定行政庁による確認済証の発行

民主党案の設計・施工の分離について、北側国土交通大臣は、設計と施工とが分離せず一体として行われることによるメリットもあり、それを一律に分離をすべしということはいかなるものか考えている、また、建築主からの不当なコストダウンのプレッシャーを掛けられるということもあり、その場合は単に設計施工の分離ということで目的が達せられるわけではないと思っていると答えた¹⁴。

特定行政庁による確認検査済証の発行については、民主党案では民間機関の確認証があれば特定行政庁は一切の審査を行わずに確認済証を出さなければならないこととなっているが、自分の名前で確認済証を出す以上、ポイントだけは見なければならぬと考える方もあるかもしれない、果たしてこれが合理的な制度かどうかと吟味をしなければならない問題点があるという認識である旨の答弁があった¹⁵。

(7) 民間確認検査機関と特定行政庁等行政側との役割分担

以上、法案に関する主な論議を紹介してきたが、法案に関連し、建築確認検査業務の民

間開放に踏み出した以上、建築物の安全・衛生に関する単体規定に関する審査は民間の指定確認検査機関の責任に委せ、特定行政庁等行政側は都市計画等まちづくりに関する集団規定の審査に特化するなど、抜本的な制度見直しを求める質疑があった。

これに対して、北側国土交通大臣は、そういう考え方があると思うが、耐震偽装事件で建築士に対する信頼が大きく揺らいでしまっている中で、そういう抜本的な、ある意味では逆の方向になる見直しはなかなか困難ではないかと思っている。今回、建築確認検査制度の基本的な枠組みを維持しながら、一定の建物、分譲マンション等については、専門家の方々にきちんとピアチェックをしてもらうという考え方で見直しを行ったと答えた¹⁶。

今回の改正の背景を考えれば、建築確認検査制度について、現行の枠組みから大きく外れることができなかつたことはやむを得ないことであると思われる。しかし、建築確認検査業務の民間開放以後の特定行政庁等行政側の執行体制の弱体化と今回の改正に伴う業務量の増大を考えれば、早晚見直しを求められる課題といえるのではなかろうか。

5. 住宅瑕疵担保責任の実効性の確保

(1) 住宅瑕疵担保責任制度と実効性の確保の必要性

平成11年に制定された「住宅の品質確保の促進に関する法律（住宅品質法）」に基づき、新築住宅の売主又は請負人は、住宅の基本構造部分の瑕疵について、10年間の瑕疵担保責任を負うこととされている。この瑕疵担保責任の履行を確保するための瑕疵担保責任保険も存在するが、その利用が任意であることもあり、利用率は新規住宅戸数の約1割にとどまっており、住宅の売主等がこの瑕疵担保責任を十分に履行しない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態に置かれることとなる。このため、中間報告は、住宅の売主等による瑕疵担保責任保険の加入等瑕疵担保責任の確実な履行を担保する措置が必要であるとしている。

(2) 住宅瑕疵担保責任制度の充実強化に対する政府の考え

住宅瑕疵担保責任保険制度の充実強化について、北側国土交通大臣からは次のような答弁があった¹⁷。住宅購入者等の保護を図る観点から、保険への加入等瑕疵担保責任履行の実効性を確保するための措置について検討する必要があると考えている。この問題については、一つは被害者救済に必要な保険金の支払が安定的に確保されるかどうか、また悪意、重過失のある場合の取扱いをどうするか等々の課題が存しているところから、住宅瑕疵担保責任研究会を開催し、検討を進めているが、関係機関とも連携を取りながら、夏ごろまでには基本的な方向性を取りまとめ、その結果を踏まえ、適切に対応したい。

また、政府参考人からは、保険でカバーできない場合に今回のような故意による損害の場合をどういうふうに対応したらいいのかということも、これは検討会というよりは、むしろ社会資本整備審議会の建築分科会の基本制度部会の方できちんと整理した上で方針を取りまとめていきたいとの考えが示された¹⁸。

(3) 住宅瑕疵担保責任研究会報告書

住宅瑕疵担保責任研究会の「報告書」は、去る7月18日に取りまとめられた。また、7月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会の「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 報告書案」(以下「報告書案」という。)においては、「今後、同研究会報告を踏まえ、具体的な制度設計の検討を進めるべきである」との提言が行われている。なお、研究会報告書は、①保険機能を活用した制度設計における課題と検討の基本的方向性、②保険以外の措置を活用した制度設計における課題と基本的方向性の2つに分けて検討を行っているが、その主たる検討課題は保険機能を活用した場合の制度設計上の課題と基本的方向性である。そして、検討に当たっては、「これまでの任意保険の枠組みと異なり、全ての住宅事業者が制度を活用する可能性も想定される」ことを踏まえた検討が行われている。

(4) 強制保険制度導入に対する若干の疑問点

結局、研究会報告書は、「全ての住宅事業者が強制加入する保険制度」の創設を想定しているものと思われる。この強制保険制度は、住宅購入者の保護という観点からは分かりやすくかつ直接的な制度であるが、果たして最適な方法であるか再考が必要だと思われる。

その理由の第1は、すべての住宅事業者を瑕疵担保責任保険に強制加入させるということは、また、すべての住宅が保険の保護対象となることを意味するが、これは、結局、すべての住宅購入者が保険料の住宅価額への転嫁を通じて費用を負担することになる。もし、すべての住宅を保険の対象とする強制保険制度を導入するというならば、少なくとも瑕疵ある住宅の割合又は件数が極めて高いことが必要であり、単に今回の耐震強度偽装物件数をもって強制化云々するには不十分といえるのではなかろうか。実際、研究会報告書は、新たな保険制度の構築に当たっては、必要なデータの整備・収集・分析が必要としており、実態把握は今後の課題のようである。

第2に、瑕疵ある住宅の割合又は件数が極めて高いというのならば、それは本来、建築確認検査制度の中で対処すべき課題であり、強制保険で対処しようというのは建築行政の責任放棄といえるのではなかろうかということである。研究会報告書は、保険が円滑に運営されるためには建物建築時の「現場検査」が不可欠としているが、この現場検査に要する費用を建築確認検査制度の「中間検査」等の充実強化に回す方が先決であると思われる。現場検査に要する費用も中間検査に要する費用も最終的負担者は住宅購入者である。

第3に、強制保険とすると、「メリット・デメリット制」が有効に機能しなくなるおそれがあることだ。「メリット・デメリット制」とは優良物件・業者にはより低率な保険料率を適用するとともに、不良物件・悪徳業者にはより高率な保険料率を適用し、場合によっては保険への加入を拒否することである。これにより、保険市場を通じて不良建築物や悪徳業者の排除が可能となる。研究会報告書は、「損害保険会社に自賠責保険のように引受義務を課する必要はないものの、加入の実効性を確保するために、損害保険会社が確実に引き受けられる仕組みを講じておくことも必要と考えられる」と言及しているのは、ま

さに、完全な「メリット・デメリット制」の適用に修正を迫るものといえるのではあるまいか。

第4に、住宅事業者に故意・重過失ある場合の対応である。これについて、研究会報告書は、「偶発的な事故に関するリスクをカバーする保険になじまず、仮に保険で対応した場合にはモラルハザードの拡大が危惧されることから、基本的には保険による対応は困難であると考えられる」としている。ここの認識で問題なのは、新たな保険制度を、「偶発的な事故に関するリスクをカバーする保険」と認識していることである。もともと、欠陥住宅・欠陥マンション問題は、「手抜き工事」と同義語と思われるが、まさに住宅事業者に故意・重過失がある場合にこそ保険の救済を受けられる制度とすべきであろう。新たな住宅瑕疵担保責任制度において損害保険会社に求められるのは、故意・重過失はもちろんのこと、過失をも事前に識別する眼力である。

以上、4点にわたり強制加入の問題点を挙げたが、欠陥住宅・マンションは、地震、火災、交通事故等々の災害と異なり、適切な施工の確保と適時・適切な検査の実施によりその発生を防止することができるものである。そのためのツールとして保険制度を位置付けることが必要である。保険制度は、「始めに強制加入保険ありき」ではなく、どうしたら不良建築物・不適格業者を市場から排除し、結果的に住宅購入者の保護を図るかという観点から制度設計すべきではなかろうか。

6. 建築士制度の見直し

(1) 法案審議時における主な建築士制度見直し論議

建築士制度の見直しについては、建築士の独立性の確保の必要性、建築士団体への強制加入問題、専門分野別資格制度や資格の更新制の導入、専門職にふさわしい料金水準体系の形成に向けての取組等の諸問題について質疑が行われた。これらの質疑に対する政府答弁はおおむね前向きな姿勢を示すものであったが、最後は、建築士制度の見直しは現在、社会資本整備審議会でも引き続き検討しており、夏ごろまでに方針を取りまとめいただいた上で所要の見直しを行いたい旨の答弁となってしまった。

(2) 社会資本整備審議会における審議経過と報告書案の概要

社会資本整備審議会建築分科会の建築士制度等の見直しに関する審議は、これまで、4月24日の第6回基本制度部会から7月31日の第10回基本制度部会まで5回開催され、7月31日に前述の報告書案が取りまとめられた。この間、核心の建築士資格制度をめぐっては、6月26日の第8回部会に国土交通省の素案が示されて以降二転三転したが¹⁹、報告書案では、一定規模以上の建築物について、構造設計又は設備設計について高度の知識等を有する一級建築士（特定構造建築士、特定設備建築士（仮称））による設計図書の作成又は法適合性証明の義務付け、特定構造（設備）建築士は、構造（設備）設計図書に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認めらるものとする、等の内容を提言している。

なお、報告書案については、パブリックコメントの後、8月31日の第11回基本制度部会を経て、同日の建築分科会において「答申」として取りまとめられ、秋の臨時国会に所要の建築士法等改正案が提出される予定となっている。

(3) 頑健な制度設計を

先に本誌法案紹介号で、建築士制度改革については、偽装問題とは離れて改めて論議を深めるべきではないだろうか、との考えを示した²⁰。その理由は、一つには、十分な論証もないままに偽装と絡めて建築士制度の個々の見直し論議が行われているように思われたこと、いま一つには、偽装問題から離れなければ、結論が単なる弥縫策に終わってしまうのではないかと思ったからである。

報告書案は、今回の耐震強度偽装の調査結果から明らかになった現行制度の問題点に対して、建築士制度の根幹ともいえるべき建築士資格制度の改革にまで踏み込んだ対応策を示している。建築基準法等改正案が、前述のように従来の枠組みから基本的に一步も踏み出すことはできなかったことを考えると、今回の建築士制度見直しは^{かつもく}刮目すべきであると思われる。

国土交通省の草稿に係る報告書案を見ると、偽装問題に関連して現行制度が抱える多数の問題点を列挙し、それに対する対応策を一つ一つ提示している。しかし、報告書案で示された問題点とその対応については、それが適切か否かと併せて、その結果としての建築士制度が全体として果たして望ましいものと成り得ているのかという観点からの論議が必要であろう。本来なら、あり得べき全体像から出発して制度改革を論ずべきところ、結局、偽装問題への対応という制約からか、各論から論ぜざるを得なかったからである。

いずれにしても、耐震偽装問題から出発した今回の建築士制度見直しが、単なる偽装対策を離れ、今後、半世紀あるいはそれ以上の風雪はもとより大地震にも揺るがぬ頑健な制度設計となり得るかどうか。それが、耐震強度偽装問題で失墜した建築士・建築士界の信頼回復の試金石といえるのではなかろうか。

-
- 1 『耐震強度偽装事件について』（法務省提出資料）から作成。なお、会社名は、甲・乙と匿名化した。
 - 2 保有水平耐力とは各階の柱・梁・耐力壁が負担することのできる水平力で、必要保有水平耐力（大地震時の地震力に対して各階が耐える必要がある水平力）に対して1以上であることが必要とされる。
 - 3 例えば、第159回国会参議院災害対策特別委員会会議録第3号7~8頁(平16.3.19)等。国の被災者生活支援制度においては、被災世帯に対して、生活関連経費(家財の購入、引越費用等)として100万円、居住安定支援制度(住宅解体・撤去費、家賃等の居住関係経費)として200万円をそれぞれ上限として支援金が支給される。
 - 4 『朝日新聞』(平17.12.24)の調査結果では、公的支援に賛成が39%、反対が46%、分からないが15%と反対が賛成を大きく上回っている。
 - 5 第163回国会閉会後参議院国土交通委員会会議録第1号20頁(平17.12.8)
 - 6 最高裁決定(平17.6.24)は、建築確認は自治事務であり、その帰属は地方公共団体であるとの前提に立つ

た上で、民間の指定確認検査機関の建築確認は地方公共団体の監督下にあることから、国賠訴訟の被告適格が地方公共団体にあるとした。また、横浜地裁判決(平17. 11. 30)は、この最高裁決定を踏まえて、指定確認検査機関の建築確認処分の違法自体を理由として、地方公共団体は国賠法上の賠償責任を負うとした。なお、本件において、建築確認処分の違法の評価に当たり故意・過失が認められないことから、地方公共団体(横浜市)に賠償責任はないとした。

7 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第22号7~8頁(平18. 6. 6)

8 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第24号13頁(平18. 6. 13)

9 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第22号22頁(平18. 6. 6)

10 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第23号24頁(平18. 6. 8)

11 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第23号22頁(平18. 6. 8)

12 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第24号14頁(平18. 6. 13)

13 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第24号14頁(平18. 6. 13)

14 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第22号12頁(平18. 6. 6)

15 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第22号18-19頁(平18. 6. 6)

16 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第22号11頁(平18. 6. 6)

17 第164回国会参議院本会議録第29号 6 頁(平18. 5. 31)

18 第164回国会参議院国土交通委員会会議録第24号 6 頁(平18. 6. 13)

19 第8回基本制度部会(平18. 6. 26)で示された案(案1)は、一級建築士及び二級建築士の業務範囲を見直すとともに、建築士の資格付与要件を厳しくする方向で検討する案で、既資格者の新資格への移行については、所要の能力を有することを確認した上で新たな免許を付与する案。

第9回部会(平18. 7. 20)では案1のほか案2が提示された。案2は、設計一式、構造設計、設備設計等の業務の区分に応じて建築士事務所の登録を受けなければならないとするとともに、登録の区分に応じて、構造設計や設備設計に関して専門的な知識及び経験を有する建築士を配置しなければならないとし、これらの建築士に各専門分野の設計内容の確認を行わせるとする案。

第10回部会で最終案として示されたのは、いわば案3というべき案である。

20 横関洋一「構造計算書偽装の根絶を期して～建築物の安全性を確保するための建築基準法等改正案～」
『立法と調査』No. 255(2006. 5)24頁